

酒 税

8 酒 税

利用上の注意

この章は、平成 14 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までの間に製造場から移出された酒類について、平成 15 年 4 月 30 日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

酒類とは、アルコール分を 1 度以上含んでいる飲料（アルコール専売法の適用を受けるアルコールを除く。）で、原料と製造方法の差異により 10 種類、11 品目に分類される。

種類は、清酒、合成清酒、しょうちゅう、みりん、ビール、果実酒類、ウィスキー類、スピリッツ類、リキュール類及び雑酒である。

参 考

< 酒類の税率（抜粋） >

各酒類の基準アルコール分及び基準税率（1kl 当たり）

1 清 酒	アルコール分 15 度	140,500 円
2 合 成 清 酒	アルコール分 15 度	.. 94,600 円
3 しょうちゅう	アルコール分 25 度	248,100 円
4 みりん	.. アルコール分 13.5 度	・21,600 円
5 ビール	・222,000 円
6 果 実 酒 類	果実酒 ..	・70,472 円
	甘味果実酒 ・アルコール分 12 度 ..	103,722 円
7 ウィスキー類	アルコール分 40 度 ..	409,000 円
8 スピリッツ類	アルコール分 37 度	367,188 円
9 リキュール類	アルコール分 12 度 ..	119,088 円
10 雑 酒	発泡酒 { 麦芽の使用割合 50%以上 麦芽の使用割合 50%未満 25%以上 その他	222,000 円
	 178,125 円
		134,250 円
	粉末酒 .. .	320,500 円
その他の雑酒 {	その性状がみりに類似するものアルコール分 13.5 度	・21,600 円
	その他のもの・アルコール分 12 度	103,722 円

(注) 1 合成清酒、果実酒類、発泡酒（麦芽の使用割合 50%未満 25%以上のもの及びその他のもの）及びその他の雑酒のうちその他のものについては、平成 15 年 5 月 1 日から現在の税率に変更されている。

2 印を付した酒類の税率については、租税特別措置法第 87 条の 3 により上記と異なる税率が適用される場合がある。（平成 13 年 5 月 1 日以降適用）

酒 税

8 酒 税

次の表に掲げる酒類でアルコール分が13度未満（リキュール類は12度未満）のものに対する1kl当たりの税率は、同表の区分に従い、次の算式により計算した金額である。

酒 類		基準アルコール分	基 準 税 率
種 類	品 目		
しょうちゅう		25 度	248,100 円
果 実 酒 類	果 実 類	12	70,472 円
	甘味果実酒	12	103,722 円
ウイスキー類		40	409,000 円
スピリッツ類	スピリッツ	37	367,188 円
リキュール類		12	119,088 円
雑 酒	その他の雑酒 22条第1項第10号八 (2)に掲げる酒類に該当 するものに限る	12	103,722 円

印を付した果実酒類及び雑酒（その他の雑酒（その他のもの））は、発泡性を有するものに限る。

〔算式〕

当該酒類に対する税率 = $\frac{\text{当該酒類の基準税率}}{\text{当該酒類の基準アルコール分}} \times \text{当該酒類のアルコール分の度数}$

（アルコール分が8度未満の場合には8度）